敬天新聞社
社主　白倉康夫　様

貴紙ホームページに掲載していただいております北里大学理学部渡辺政茂事務長のパワーハラスメントについて、補足させていただきます。

渡辺事務長のパワハラは障害者に対してだけではなく、障害者を庇った女子職員や上司である課長に対しても連日行われておりました。

女子職員には「女だからといって甘えるな」「女のくせして余計な口出すな」「涙は女の武器という奴もいるが俺には通用しない」「このブ女、更年期で頭が回らなくなっているんじゃないのか」、上司である課長には「お前の指導、教育がなってないからどいつもこいつもドアホなんだ」「間抜け面して課長としての自覚が足りない、役職返上しろ」「部下がバカなのはお前がバカだからだ」「なんだその顔は、オレとやる気か」などと公然と大声で怒鳴りつけていました。

ここで「行われておりました」「怒鳴りつけていました」と表現したのは、それまで事務長のパワハラを黙認、隠蔽してきた大学本部が突然動き、6月に厳重注意をし、7月1日付で事務長を更迭、他部署へ左遷したからです。

何故本部が突然動いたかと言いますと、はじめ本学部のパワハラを本部に告発してもらったのですが全く動かないので、本部に居る仲間でとても正義感の強い人間が監督官庁である文部科学省に告発をしたところ、文科省から大学に問い合わせが入り、焦った本部が急に動き出したのです。

大学本部による調査は非常にぬるいもので、聞き取り調査は人事の能無し女部長が数人に対して行っただけで、その結果、別紙のとおり「パワーハラスメントに相当しかねない事案」と認定しました。

渡辺事務長が連日執拗に浴びせた罵倒、恫喝は、れっきとしたパワーハラスメントです。これを「パワーハラスメントに相当しかねない事案」と濁し、就業規則で懲戒処分と規定しているハラスメントを懲戒にあたらない「厳重注意」と規定を曲げた原因は、本学独特の問題隠蔽体質によるもので、今回に限って大学本部は、医学部科研費補助金問題で文科省に睨まれているため仕方なく動いたのです。そのため、文科省からの問い合わせがなければ、今でも渡辺事務長によるパワハラが続いていたのは間違いありません。

大学本部がハラスメントで規定を曲げたのは今回だけではありません。2年前、埼玉県北本市にある本学附属病院の課長補佐が、部下の女子職員に対して強制わいせつ罪に相当するセクシャルハラスメントを行い、係長に降格させられました。この時も関係者にかん口令を敷いた上で懲戒ではなく理由を別に装っての降格で済ませていました。

医学部厚生労働科研費補助金不正問題については、調査結果の一部だけを文科省に報告して収拾を図ろうとしていましたが、新たに判明したと詭弁を弄して実は以前から分かっていた文部科学省科研費の不正分９千万円分も含めて７月２６日記者会見を行い、先の厚生労働分を合計した２億４千万円の返還を渋々公表しました。この問題を起こした張本人の教授は既に辞職していますが、上司であった当時の相澤好治医学部長は、当時、教授から多額の金銭を受け取っているにもかかわらず、常任理事として居残りを続けようとしましたが、解任が決まりました。しかし、多額の裏金については闇に葬り、相澤氏の評議員資格は剥奪せずに、ほとぼりの覚める時を待っているとの話もあり、学内の大多数の教職員は本部のやり方に対して強い憤りを抱いています。

理学部パワハラ問題、医学部補助金不正問題に対する大学本部の対応は、常道から外れています。

北里大学理学部職員一同

平成２５年６月２７日

職　員　各　位

人権侵害防止委員会

「厳　重　注　意」について

このたび、パワーハラスメントに相当しかねない事案が明らかになり、「厳重注意」を行いました。

事案：業務指導において、多数の部下のいるなかでの声高で執拗な叱責により、複数の部下を体調不良に追いやったこと。

人権侵害防止委員会は調査会議を設け、関係者の聴取・調査を行いました。その結果、「人権侵害防止委員長からの厳重注意が必要」という調査会議の報告を了承し、「厳重注意」を行いました。

このような事態がおこらぬよう、職員各位は、就業規則第２９条＜服務規律＞第１４号を再読し、適正な就業環境の保持に努力すること。

以　上

北学総第25－643号
平成25年7月19日

公　　示

学校法人北里研究所

本法人は、平成25年3月25日に報道機関より発信された公的研究費不正使用事案に関し、公的研究費の管理責任及び管理体制・事務体制の整備を怠ったことの理由により、下記の通り役員等の処分を行いました。

記

1. 常任理事の解任

相澤　好治　（常任理事）
［平成25年7月19日付］

2. 役員の減給処分（減給3カ月（役員手当の30%））

藤井　清孝　（理事長）
岡安　　勲　（学長）
石館　武夫　（常任理事）
大石　茂郎　（常任理事）
後藤　明夫　（常任理事）
赤星　　透　（常任理事）
東原　正明　（医学部長・理事）
遠藤　尚光　（事務本部長・理事）

3. 名誉理事長の減給処分（減給3カ月（基本給の10%））

柴　　忠義　（名誉理事長／前理事長・学長）

以　上